

<公立各種学校の設置等の認可>

○提出書類

	項目	提出書類等
1	学校の設置	① 認可申請書 ② 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期を記載した書類 校地、校舎等の図面
2	学校の廃止	① 認可申請書 ② 廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類
3	設置者の変更	① 認可申請書（新旧設置者の連署） ② 変更前後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類

○根拠法令

学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）

（雑則）

第 134 条 第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第 124 条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

② 第 4 条第 1 項、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 13 条、第 14 条及び第 42 条から第 44 条までの規定は、各種学校に準用する。（以下略）

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

○審査基準

各種学校規程（昭和 31 年 12 月 5 日文部省令第 31 号）